

総社市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第61号

総社市都市公園条例の一部を改正する条例

総社市都市公園条例（平成17年総社市条例第195号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下「移動後別表」という。）が存在する場合には、当該移動別表を当該移動後別表とし、移動後別表に対応する移動別表が存在しない場合には、当該移動後別表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(施設の設置基準の特例) 第1条の6 略 <u>(公園施設に関する制限)</u> <u>第1条の7 令第8条第1項に規定する条例で定める一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。</u></p> <p>(許可の特例) 第4条 略 <u>(有料公園施設)</u> <u>第4条の2 公園施設のうち有料で使用させるもの（以下「有料公園施設」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。</u> <u>2 別表第1に掲げる有料公園施設の属する公園及び有料公園施設の管理等については、総社市体育施設条例（平成20年総社市条例第21号）に</u></p>	<p>(施設の設置基準の特例) 第1条の6 略</p> <p>(許可の特例) 第4条 略</p>

改正後

改正前

定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第11条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、同表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(使用料)

第11条 法第5条第2項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。ただし、使用期間が1月に満たない場合の使用料の額は、同表により算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

別表第1 (第4条の2関係)

有料公園施設

有料公園施設の属する公園の名称	有料公園施設
総社市総社運動公園	野球場
	多目的広場
	プール
	テニスコート
	体育館
総社市総社北公園	陸上競技場
	テニスコート
	管理棟
	多目的広場
総社市山手スポーツ広場	グラウンド
	テニスコート
	管理棟
総社市清音ふるさとふれあい広場	テニスコート
	ゆうゆう広場
	グラウンドゴルフ場
	ミニゴルフ場
	ペタンク広場
	管理棟
	野外炊事場
	ふれあい亭

改正後		改正前
総社市清音河川敷グラウンド	芝グラウンド	
総社市高梁川河川敷グラウンド	芝グラウンド	
別表第2（第11条関係） 略		

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（総社市体育施設条例の一部改正）
- 2 総社市体育施設条例（平成20年総社市条例第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項に規定する体育施設（総社市武道館を除く。）は、総社市都市公園条例（平成17年総社市条例第195号）別表第1に規定する有料公園施設の属する公園をいう。この場合において、総社市スポーツセンターは総社市総社運動公園を、総社市総社北公園陸上競技場は総社市総社北公園をいう。</u></p>	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 略</p>